

広島市告示第 1 2 9 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 6 条第 1 項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第 6 項の規定により公告します。

なお、変更後の当該基本構想は広島市経済観光局農林水産部農政課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長      松   井      一   實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までを除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで